政令

防衛省組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十八号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第一項第六号及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の三の見出し中「衛生監」を「政策立案総括審議官、衛生監」に改め、同条第一項中「大臣官房に」の下に「、政策立案総括審議官一人」を加え、同条中第六項を第七項とし、第二項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2　政策立案総括審議官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第十条の四第一項中「五人」を「四人」に改める。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の五中第八号を第九号とし、第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　政策立案総括審議官

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三本省内部部局の項中「局次長」を「局次長
政策立案総括審議官」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年七月一日から施行する。

防衛大臣　小野寺五典

内閣総理大臣　安倍　晋三

地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十九号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十一の四第三項中「とあり、並びに同条第二項及び第三項」を「とあるのは「当該指定都市」と、同条第二項中「その登録を受けている介護支援専門員若しくは当該都道府県」とあるのは「当該指定都市」と、「若しくは第二項」とあるのは「又は第二項」と、「とき、又はその登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないもの（以下この項において「介護支援専門員証未交付者」という。）が介護支援専門員として業務を行ったとき」とあるのは「とき」と、「又は当該介護支援専門員証未交付者に対し」とあるのは「に対し」と、同条第三項」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　野田　聖子

内閣総理大臣　安倍　晋三

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十号中「別表第三第三号」を「別表第三第四号」に改める。

別表第三中第四十三号を第四十四号とし、第二号から第四十二号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する百円の記念貨幣　七百八十九万六千枚

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三